

関係例規等

- | | |
|---|-------|
| ○ 枚方市附属機関条例 | P1～P2 |
| ○ 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 | P3～P5 |
| ○ 枚方市情報公開条例 | P6 |
| ○ 道路法 | P7 |
| ○ 歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による
選定制度について | P8 |

枚方市附属機関条例（抜粋）

改正 令和6年3月7日条例第9号

（設置等）

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

（委員の委嘱）

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 委員は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。

3 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分

の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

別表 (第1条、第2条関係)

1 市長の附属機関

枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会	歩行者利便増進道路における公募占用指針の策定及び利便増進誘導区域の占用予定者の選定に関する審査	4人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで
------------------------	---	------	---------------------------------------	--------

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程【抜粋】

改正 令和4年9月5日訓令第15号

(目的)

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

<略>

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)第4条に規定する専門委員による協議会

<略>

(会議の公開の決定等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる会議

(2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

4 第2項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

5 審議会は、第2項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会

議に該当する理由を明らかにしなければならない。

6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(会議の公開の方法等)

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、当該会議の傍聴の方法は、次に掲げるいずれかの方法のうち、審議会が認めたものによるものとする。

(1) 当該会議の開催場所に入場させる方法

(2) 審議会の会議の映像及び音声を視聴することができる場所を設け、当該場所においてこれを視聴させる方法

(3) 審議会の会議の映像及び音声を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により視聴させる方法

3 第1項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

4 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

5 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を、第2項第1号及び第2号に掲げる方法による傍聴の場合にあっては、傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを、同項第3号に掲げる方法による傍聴の場合にあっては、会議資料の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を傍聴者の視聴に供することを定めるよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

6 第4項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

<略>

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別
- (10) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあつては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録(音声をその内容とするものに限る。)は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。

(平30訓令5・旧第7条繰上・一部改正)

(会議録の公表)

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

2 第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

<略>

○枚方市情報公開条例【抜粋】

改正 令和4年12月13日条例第34号

<略>

(保有情報の公開義務)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

<略>

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

<略>

○道路法【抜粋】

改正 令和5年5月26日法律第34号

<略>

(公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針)

第48条の23 道路管理者は、利便増進誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等(以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。)について、道路の占用及び公募の実施に関する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めることができる。

<略>

5 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市町村を統括する市町村長(当該歩行者利便増進道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村を統括する市町村長を除く。)及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

<略>

(占用予定者の選定)

第48条の25 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

<略>

5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

<略>

○歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について【抜粋】

国 道 利 第 26 号 令 和 2 年 11 月 25 日

<略>

2 市町村長及び学識経験者の意見聴取（法第 48 条の 23 第 5 項関係）

公募占用指針の策定に当たっては、あらかじめ公募対象歩行者利便増進施設等の設置を予定している場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴くことにより、都市計画等のまちづくりとの整合性、当該市町村による使用の予定を確認することとする。

また、都市計画等のまちづくりとの整合性を確保するため、上記の市町村長の意見等を踏まえ、道路管理者が必要と認めるときは、関係する市町村、都道府県又は国の意見を併せて聴くこととする。併せて、歩行空間の利活用によるまちづくりや地域活性化に識見を有する学識 5 経験者 2 人以上に意見を聴くこととする。この際、これら学識経験者に加え、地域の住民や、商工会議所等の地域経済を代表する者で構成される評価・選定のための委員会を設置して行うことが望ましい。委員会の構成員については、公募占用歩行者利便増進施設等の特性や想定する事業内容に応じて構成することが望ましい。

さらに、委員会を設置する場合には公表基準や議事録の公表についても定めておくことが望ましい。

<略>

3 歩行者利便増進計画の評価及び占用予定者の選定（第 2 項及び第 4 項から第 6 10 項まで関係）

道路管理者は、提出された歩行者利便増進計画の中で、第 48 条の 25 第 1 項各号に掲げられる基準に適合していると認められるときは、第 48 条の 23 第 2 項第 6 号の評価の基準として、第 2 の 1 (7)により公募占用指針で定めた基準に従って、その適合していると認められたすべての歩行者利便増進計画について評価を行うこととする。

道路管理者は、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定し、通知することとする。

なお、選定に当たっては、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で選定することとする。学識経験者の意見聴取に当たっては 2 名以上から行うこととし、必要な分野の専門家で構成される評価・選定のための委員会を設置して行うことが望ましい。委員会の構成員については、歩行者利便増進施設等の特性や想定する事業内容等に応じて構成することが望ましい。

<略>